

令和2年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

1	6月19日(金)	13:00	公益委員会議	令和2年度審議会運営について
2	6月30日(火)	10:30	第520回地方最低賃金審議会	県最低賃金諮問、専門部会設置等
			事業場視察は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点より中止。	
3	7月28日(火)	10:00	第521回地方最低賃金審議会	目安伝達、基礎調査結果、特定最賃諮問、専門部会設置
4	7月28日(火)	11:25	第1回県最低賃金専門部会	改正審議
5	7月30日(木)	10:30	第2回県最低賃金専門部会	改正審議、意見陳述
6	8月4日(火)	10:30	第3回県最低賃金専門部会	改正審議
7	8月6日(木)	10:30	第4回県最低賃金専門部会	改正審議、全会一致結審、6条5項適用
8	8月24日(月)	10:30	第522回地方最低賃金審議会	異議審議
9	9月17日(木)	13:30	第1回特定最低賃金専門部会(電機)	改正の必要性の審議、議決
10	9月17日(木)	15:00	第523回地方最低賃金審議会	改正の必要性の審議、議決、金額改正の諮問(電機)
11	10月12日(月)	10:30	第2回特定最低賃金専門部会(電機)	改正審議
12	10月15日(木)	10:00	第3回特定最低賃金専門部会(電機)	改正審議
13	10月29日(木)	10:00	第4回特定最低賃金専門部会(電機)	改正審議、全会一致結審、6条5項適用
14	11月17日(火)	10:30	第524回地方最低賃金審議会	基礎調査集計誤りによる審議会審議への影響について審議
15	3月18日(木)	11:00	第525回地方最低賃金審議会	特定最低賃金意向表明、審議会確認

年度別最低賃金改正一覧表

鳥取県最低賃金		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
時間額		630円	642円	646円	653円	664円	677円	693円	715円	738円	762円	790円	792円
引上げ額		1円	12円	4円	7円	11円	13円	16円	22円	23円	24円	28円	2円
引上げ率		0.16%	1.90%	0.62%	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%
影響率		0.94%	1.25%	0.70%	2.26%	1.91%	3.15%	2.84%	5.51%	9.39%	10.30%	8.79%	4.46%
発効日		H21.10.8	H22.10.31	H23.10.29	H24.10.20	H25.10.25	H26.10.8	H27.10.4	H28.10.12	H29.10.6	H30.10.5	R元.10.5	R2.10.2

産業別最低賃金		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	731円	734円	735円	736円	738円	743円	753円	764円	774円	790円	807円	809円
	引上げ額	1円	3円	1円	1円	2円	5円	10円	11円	10円	16円	17円	2円
	引上げ率	0.14%	0.41%	0.14%	0.14%	0.27%	0.68%	1.35%	1.46%	1.31%	2.06%	2.15%	0.25%
	影響率	9.26%	7.33%	9.16%	6.86%	15.04%	17.00%	10.40%	15.14%	16.49%	13.14%	19.88%	7.20%
	県最賃比率	116.03%	114.33%	113.78%	112.71%	111.14%	109.75%	108.66%	106.85%	104.88%	103.67%	102.15%	102.46%
	発効日	H21.12.20	H23.1.20	H24.1.27	H25.1.17	H26.1.9	H26.12.25	H27.12.19	H28.12.22	H30.1.11	H30.12.28	R元.12.28	R2.12.30

鳥取県各種商品小売業最低賃金	時間額	690円	694円	695円	697円	697円	700円	710円	718円	718円	718円	718円	718円
	引上げ額	1円	4円	1円	2円	改正審議なし	3円	10円	8円	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし
	引上げ率	0.15%	0.58%	0.14%	0.29%	改正審議なし	0.43%	1.43%	1.13%	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし
	影響率	0.24%	0.00%	0.23%	0.21%	改正審議なし	0.00%	0.40%	0.00%	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし
	県最賃比率	109.52%	108.10%	107.59%	106.74%	改正審議なし	103.40%	102.45%	100.42%	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし
	発効日	H21.12.20	H23.2.11	H24.2.9	H25.2.7	改正審議なし	H26.12.13	H27.12.19	H28.12.17	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし

令和2年度地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申された改定額 【円】 ¹	引上げ額 【円】	目安額との比較 【円】 ²	発効予定年月日 ³
北海道	861 (861)	-	-	-
青森	793 (790)	3	-	2020年10月3日
岩手	793 (790)	3	-	2020年10月3日
宮城	825 (824)	1	-	2020年10月1日
秋田	792 (790)	2	-	2020年10月1日
山形	793 (790)	3	-	2020年10月3日
福島	800 (798)	2	-	2020年10月2日
茨城	851 (849)	2	-	2020年10月1日
栃木	854 (853)	1	-	2020年10月1日
群馬	837 (835)	2	-	2020年10月3日
埼玉	928 (926)	2	-	2020年10月1日
千葉	925 (923)	2	-	2020年10月1日
東京都	1,013 (1013)	-	-	-
神奈川県	1,012 (1011)	1	-	2020年10月1日
新潟	831 (830)	1	-	2020年10月1日
富山	849 (848)	1	-	2020年10月1日
石川	833 (832)	1	-	2020年10月7日
福井	830 (829)	1	-	2020年10月2日
山梨	838 (837)	1	-	2020年10月8日
長野	849 (848)	1	-	2020年10月1日
岐阜	852 (851)	1	-	2020年10月1日
静岡	885 (885)	-	-	-
愛知	927 (926)	1	-	2020年10月1日
三重	874 (873)	1	-	2020年10月1日
滋賀	868 (866)	2	-	2020年10月1日
京都	909 (909)	-	-	-
大阪	964 (964)	-	-	-
兵庫	900 (899)	1	-	2020年10月1日
奈良	838 (837)	1	-	2020年10月1日
和歌山	831 (830)	1	-	2020年10月1日
鳥取	792 (790)	2	-	2020年10月2日
島根	792 (790)	2	-	2020年10月1日
岡山	834 (833)	1	-	2020年10月1日
広島	871 (871)	-	-	-
山口	829 (829)	-	-	-
徳島	796 (793)	3	-	2020年10月3日
香川	820 (818)	2	-	2020年10月1日
愛媛	793 (790)	3	-	2020年10月3日
高知	792 (790)	2	-	2020年10月3日
福岡	842 (841)	1	-	2020年10月1日
佐賀	792 (790)	2	-	2020年10月2日
長崎	793 (790)	3	-	2020年10月3日
熊本	793 (790)	3	-	2020年10月1日
大分	792 (790)	2	-	2020年10月1日
宮崎	793 (790)	3	-	2020年10月3日
鹿児島	793 (790)	3	-	2020年10月3日
沖縄	792 (790)	2	-	2020年10月3日
全国加重平均額	902 (901)	1	-	-

1 括弧書きは、令和元年度に改定された地域別最低賃金

2 中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金額改定の目安は示されなかった

3 効力発生日は、答申公示後の意義の申出の状況等により変更となる可能性あり

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
北海道	861	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	893	R2.12.6
		鉄鋼業	967	R1.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	895	R2.12.1
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	889	R2.12.2
青森	793	鉄鋼業	903	R2.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	833	R2.12.21
		各種商品小売業	825	R2.12.21
		自動車小売業	864	R2.12.21
岩手	793	鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	852	R2.12.31
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	829	R2.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	820	R2.12.31
		百貨店、総合スーパー	800	H30.12.28
		各種商品小売業	767 (※)	H28.12.11
		自動車小売業	863	R2.12.31
宮城	825	鉄鋼業	925	R2.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	R2.12.20
		自動車小売業	891	R2.12.24
秋田	792	非鉄金属製錬・精製業	895	R2.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	836	R2.12.25
		自動車・同附属品製造業	877	R2.12.25
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	864	R2.12.25
山形	793	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	862	R2.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	846	R2.12.25
		自動車・同附属品製造業	861	R2.12.25
		自動車整備業	865	R2.12.25
福島	800	非鉄金属製造業	866	R2.12.18
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	868	R2.12.20
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	834	R2.12.17
		輸送用機械器具製造業	870	R2.12.12
		自動車小売業	868	R2.12.24

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
茨 城	851	鉄鋼業	945	R2.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	907	R2.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	904	R2.12.31
		各種商品小売業	874	R2.12.31
栃 木	854	塗料製造業	965	R2.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	913	R2.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	912	R2.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	913	R2.12.31
		自動車・同附属品製造業	920	R2.12.31
		各種商品小売業	874	R2.12.31
群 馬	837	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	921	R2.12.31
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	910	R2.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910	R2.12.31
		輸送用機械器具製造業	910	R2.12.31
埼 玉	928	非鉄金属製造業	948	R2.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	954	R2.12.1
		輸送用機械器具製造業	966	R2.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	963	R2.12.1
		各種商品小売業	849 (※)	H28.12.1
		自動車小売業	962	R2.12.1
千 葉	925	調味料製造業	889 (※)	H29.12.25
		鉄鋼業	995	R2.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 (※)	H30.12.25
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 (※)	H29.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	954	R2.12.25
		各種商品小売業	848 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	922 (※)	H30.12.25
東 京	1013	鉄鋼業	871 (※)	H26.3.23
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 (※)	H22.12.31
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 (※)	H22.12.31
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 (※)	H24.2.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
神奈川県	1,012	塗料製造業	894 (※)	H27.3.1
		鉄鋼業	874 (※)	H26.3.15
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 (※)	H22.12.20
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 (※)	H25.3.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 (※)	H27.3.1
		輸送用機械器具製造業	855 (※)	H25.3.1
		自動車小売業	842 (※)	H23.12.21
新潟県	831	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910	R2.12.30
		各種商品小売業	842	R1.12.31
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	920	R2.12.18
富山県	849	アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	781 (※)	H27.12.26
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	912	R2.12.19
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851	R2.12.18
		百貨店、総合スーパー	865	R2.12.9
		自動車(新車)小売業	769 (※)	H23.1.20
石川県	833	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業	782 (※)	H29.12.31
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	763 (※) 6,102 (日額)	H11.12.26
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	922	R3.1.10
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	870	R2.12.31
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	922	R3.1.10
		百貨店、総合スーパー	865	R2.12.31
福井県	830	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830	R1.12.24
		繊維機械、金属加工機械製造業	874	R1.12.24
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857	R1.12.24
		百貨店、総合スーパー	840	R2.12.24
山梨県	838	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	914	R3.1.14
		自動車・同附属品製造業	919	R3.1.14
長野県	849	印刷、製版業	850	R1.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	905	R2.12.11
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	894	R2.12.4
		各種商品小売業	857	R2.12.31

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
岐 阜	852	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	887	R2.12.21
		自動車・同附属品製造業	932	R2.12.21
		航空機・同附属品製造業	971	R2.12.21
静 岡	885	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	H27.12.31
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	897	R1.12.21
		鉄鋼、非鉄金属製造業	935	R1.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	951	R2.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	920	R2.12.21
		各種商品小売業	886	R1.12.21
愛 知	927	染色整理業	732 (※)	H20.12.16
		製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	976	R2.12.16
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	948	R2.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 (※)	H29.12.16
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 (※)	H30.12.16
		輸送用機械器具製造業	957	R2.12.16
		各種商品小売業	847 (※)	H28.12.16
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 (※)	H19.12.16
三 重	874	ガラス・同製品製造業	901	R2.12.21
		鋳鉄铸件、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	739 (※) 5,907 (日額)	H10.12.15
		電線・ケーブル製造業	921	R2.12.21
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 (※)	H27.12.20
		一般機械器具製造業	762 (※)	H15.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	906	R2.12.21
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	942	R2.12.21
滋 賀	868	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 (※)	H28.12.30
		ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	924	R2.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	933	R2.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	917	R2.12.31
		自動車・同附属品製造業	936	R2.12.31
		各種商品小売業	840 (※)	H30.12.29

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
京都	909	印刷業	765 (※)	H22.12.18
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933	R1.12.22
		ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 (※)	H20.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	936	R1.12.22
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	947	R1.12.22
		各種商品小売業	910	R1.12.22
		自動車(新車)小売業	911	R1.12.22
大阪	964	塗料製造業	971	R2.12.1
		鉄鋼業	968	R2.12.1
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	965	R1.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	968	R2.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	966	R2.12.1
		自動車・同附属品製造業	970	R2.12.1
		自動車小売業	965	R1.12.1
兵庫	900	繊維工業	800 (※)	H28.3.1
		塗料製造業	973	R2.12.1
		鉄鋼業	964	R2.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	944	R2.12.6
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	903	R2.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	902	R2.12.1
		輸送用機械器具製造業	978	R2.12.1
		各種商品小売業	797 (※)	H28.2.1
自動車小売業	901	R1.12.1		
奈良	838	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	898	R2.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	883	R2.12.31
		自動車小売業	885	R2.12.31
		木材・木製品・家具・装備品製造業	816 (※) 6,527 (日額)	H1.1.25
和歌山	831	鉄鋼業	949	R2.12.30
		百貨店、総合スーパー	851	R3.2.11
鳥取	792	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	809	R2.12.30
		各種商品小売業	718 (※)	H28.12.17

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
島 根	792	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	922	R2.11.13
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	898	R2.11.27
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	825	R2.11.21
		自動車・同附属品製造業	887	R2.12.5
		百貨店、総合スーパー	750 (※)	H29.11.22
		自動車(新車)小売業	872	R2.11.29
岡 山	834	耐火物製造業	924	R1.12.19
		鉄鋼業	962	R1.12.14
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	934	R1.12.27
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	878	R1.12.25
		自動車・同附属品製造業	921	R1.12.29
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	954	R1.12.18
		各種商品小売業	880	R1.12.25
広 島	871	製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業	970	R2.12.31
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	923	R2.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935	R2.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	897	R2.12.31
		自動車・同附属品製造業	915	R2.12.31
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	957	R2.12.31
		各種商品小売業	878	R1.10.31
		自動車小売業	913	R2.12.31
山 口	829	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	967	R2.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	893	R2.12.15
		輸送用機械器具製造業	937	R2.12.15
		百貨店、総合スーパー	859	R2.12.15
徳 島	796	造作材・合板・建築用組立材料製造業	875	R2.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	928	R2.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	888	R2.12.21
香 川	820	冷凍調理食品製造業	821	R2.12.15
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	943	R2.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	886	R2.12.15
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	956	R2.12.15

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
愛媛	793	パルプ、紙製造業	924	R2.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	930	R2.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	895	R2.12.25
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	938	R2.12.25
		各種商品小売業	810	R2.12.25
高知	792	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793	R1.12.29
		一般貨物自動車運送業	910	H19.6.2
福岡	842	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	976	R2.12.10
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927	R2.12.10
		輸送用機械器具製造業	944	R1.12.10
		百貨店、総合スーパー	889	R1.12.10
		自動車(新車)小売業	941	R2.12.10
佐賀	792	陶磁器・同関連製品製造業	793	R2.12.2
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	870	R2.12.19
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	839	R2.12.17
長崎	793	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875	R1.12.7
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	837	R2.12.20
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875	R1.11.29
熊本	793	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	836	R2.12.15
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	888	R2.12.15
		百貨店、総合スーパー	796	R2.12.15
大分	792	鉄鋼業	951	R2.12.25
		非鉄金属製造業	911	R2.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	835	R2.12.25
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	878	R2.12.25
		各種商品小売業	716 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	848	R2.12.25
宮崎	793	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 (※)	H26.12.26
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	803	R2.12.25
		各種商品小売業	705 (※)	H27.12.24
		自動車(新車)小売業	832	R2.12.30

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
鹿児島	793	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	815	R2.12.27
		百貨店、総合スーパー	693 (※)	H26.12.26
		自動車(新車)小売業	847	R2.12.24
沖縄	792	畜産食料品製造業	683 (※)	H25.12.11
		糖類製造業	769 (※)	H30.11.25
		清涼飲料、酒類製造業	686 (※)	H25.11.23
		新聞業	835	R1.11.16
		各種商品小売業	770 (※)	H30.11.23
		自動車(新車)小売業	770 (※)	H30.11.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

2021年 2月 4日

鳥取労働局長

石 田 聡 殿

鳥取市富安2丁目159久本ビル

電機連合鳥取地域協議会

議長 笈 憲之

特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、下記の通り申し出を行うことを表明する。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

2. 特定（産業別）最低賃金

鳥取県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 18歳未満または65歳以上の者
- ② 雇入後6ヶ月未満の者であって技能習得中の者
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者

イ) 清掃または片付けの業務

ロ) 手作業によりまたは手工具、もしくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、

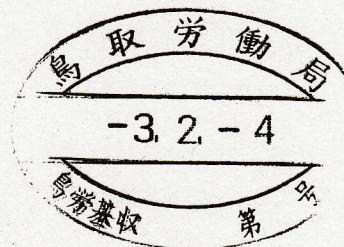
包装または箱詰め業務

3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2021年7月末



以上

2021年 3月 8日

鳥取労働局長
石田 聡 殿

鳥取市天神町 30-5
UAゼンゼン鳥取県支部
支部長 榎 大 介

令和3年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、令和3年度において下記内容の特定（産業別）最低賃金の改正申し出を行う意向を表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県各種商品小売業最低賃金

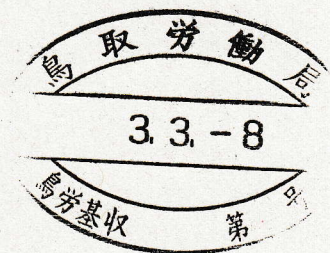
2. 申し出の理由

鳥取県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

3. 申し出の時期

2021年7月末日迄

以上



意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数

1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金

（１）適用労働者数 8,214人（7,672人）

（２）適用使用者数 173人（175人）

2 鳥取県各種商品小売業最低賃金

（１）適用労働者数 1,388人（1,430人）

（２）適用使用者数 7人（8人）

（ ）は昨年度

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績

平成 29 年度

平成 29 年 7 月 31 日(月)

視察事業場 オリイ精機(株) (代表取締役 小林正昭)
所在地 鳥取市若葉台南 7 丁目 4 番 3 号
業務内容 プレス自動化装置等の製造
労働者数 39 人

平成 30 年度

平成 30 年 7 月 25 日(水)

視察事業場 (株)吉谷機械製作所 (代表取締役 吉谷典雄)
所在地 鳥取市古海 3 5 6 - 1
業務内容 消防ポンプ自動車・消防用機械器具の製造販売等
労働者数 82 名

令和元年度

令和元年 7 月 17 日(水)

視察事業場 (株)ファイナル (代表取締役会長 森下 辰夫)
所在地 鳥取市上味野 1 5 番地
業務内容 健康食品、健康茶の委託製造
労働者数 82 名

令和 2 年度

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

